

文京区認知症施策推進計画について

1 本区における認知症施策推進計画の位置付け

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」として策定する。

2 計画の体系

認知症施策については、高齢者・介護保険事業計画で掲げる主要項目のうち、「誰もが安心して自分らしく暮らすために」を実現する取組の一つとして推進するとともに、各計画事業をもって「認知症施策推進計画」として位置付けるものとする。

なお、認知症施策推進計画の進行管理・見直しについては、高齢者・介護保険事業計画において実施する進行管理・見直し作業の中で対応する。

3 認知症に関する現状・課題（高齢者・介護保険事業計画の第3章に記載）

資料第5－1号参照

4 認知症に関する計画事業（高齢者・介護保険事業計画の第4章に記載）

資料第5－2号参照

5 認知症計画 体系一覧

（高齢者・介護保険事業計画における認知症施策推進計画の該当部分を網掛け）

主要項目		小項目	
1	地域でともに支え合うしくみづくり	1	地域における見守りや支え合い
		2	相談体制や情報提供機会の充実
		3	医療と介護の連携の推進
		4	家族介護者等への支援
		5	高齢者の権利擁護
2	住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり	1	介護サービスの充実
		2	ひとり暮らし・身体機能が低下した高齢者等への支援
		3	介護サービス事業者への支援
		4	介護人材の確保・定着への支援
		5	住まい等の確保と生活環境の向上
3	誰もが安心して自分らしく暮らすために	1	認知症の理解と支援
		2	健康づくりの取組
		3	フレイル予防・介護予防の取組
		4	日常の生活支援
		5	生きがいづくりや地域交流の推進
4	いざというときに備えた体制づくり	1	配慮を要する人への支援
		2	災害等に備える住環境対策の推進
		3	災害等に備える介護サービス事業者との連携